

「第2次再犯防止推進計画」（仮称）の策定
に向けた「再犯防止推進計画等検討会」
（第2回）議事録

- 第1 日 時 令和4年3月15日（火） 自 午前 9時59分
至 午前11時57分
- 第2 場 所 オンライン
- 第3 議 題 関係者からのヒアリング
- 第4 議 事 （次のとおり）

「第2次再犯防止推進計画」（仮称）の策定に向けた再犯防止推進計画等検討会

（第2回）

関係省庁出席者一覧

※議長である法務副大臣は公務のため欠席

（副議長）

法務省大臣官房政策立案総括審議官 吉川 崇

（構成員等）

内閣官房内閣参事官 小玉 大輔

警察庁生活安全局生活安全企画課 課長補佐 ※代理 堂原 みなみ

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課暴力団排除対策官 ※代理 内田 晋太郎

総務省地域力創造グループ地域政策課 理事官 ※代理 茂原 伸幸

法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 早淵 宏毅

法務省刑事局総務課長 大原 義宏

法務省矯正局更生支援管理官 西岡 慎介

法務省保護局総務課長 押切 久遠

法務省保護局更生保護振興課長 瀧澤 千都子

文部科学省総合政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 石塚 哲朗

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 課長補佐 ※代理 片柳 成彬

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査官 ※代理 濱谷 貢

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室 室長補佐 ※代理 矢野 誇須樹

厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室 室長補佐 ※代理 三姓 晃一

厚生労働省社会・援護局総務課長 駒木 賢司

厚生労働省社会・援護局社会障害保健福祉部

精神・障害保健課依存症対策推進室依存症対策専門官 ※代理 松井 佑樹

農林水産省経営局就農・女性課 経営専門官 ※代理 森戸 裕紀

林野庁経営課林業労働・経営対策室長 池田 秀明

水産庁漁政部企画課漁業労働班 課長補佐 ※代理 鈴木 岳明

中小企業庁経営支援部経営支援課 課長補佐 ※代理 新垣 琢磨

国土交通省住宅局住宅政策課長 皆川 武士

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、皆様おそろいの方ですので、ただいまから次期再犯防止推進計画の策定に向けた再犯防止推進計画等検討会の第2回会議を開催いたします。

法務省大臣官房政策立案総括審議官の吉川でございます。本日も司会を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

前回に引き続きまして、今回も全てオンライン方式により会議を開催させていただいております。ヒアリングにお招きしております皆様を始めといたしまして、構成員の皆様にもウェブ会議システムを通じて御出席いただいております。音声聞こえない、画像映らないなどの不具合が生じた場合には、議事の途中でも結構ですので、挙手機能、チャットなどでその旨お知らせいただければと存じます。

本日、議長であります津島法務副大臣は、公務のため欠席させていただいております。また、有識者委員の清水委員におかれましては、所用により御欠席です。

それでは、本日の議事に進ませていただきます。

次期再犯防止推進計画の策定に向けた議論を行う上では、民間の様々な方々により行われている活動について、現状や課題をお聞かせいただくことが極めて有益だと考えております。そこで、本日の第2回会議及び第3回会議では、様々な分野や立場で再犯防止の活動を行っていらっしゃる方々をお招きして、ヒアリングを実施させていただくことといたしました。

今回は、更生保護施設清心寮の施設長である西村穰様、群馬県地域生活定着支援センターのセンター長である高津努様、一般社団法人全国地域生活定着支援センター協議会事務局の藤高剛様、一般社団法人早稲田すばい代表理事である小林良子様、新宿区保護司会保護司の本堂雄大様の4組5名の皆様をお招きしております。

議事次第に記載している順番で、それぞれの活動内容や今後の課題等について、15分程度の時間で発表いただいた後、構成員の皆様から御質問や御意見等を15分程度で頂戴したいと考えております。

それでは、早速、更生保護施設清心寮の施設長である、西村穰様から御発表を頂きたいと思っております。

西村様は、手厚い処遇と高い受入れ実績を誇る埼玉県さいたま市の更生保護施設清心寮で施設長をされているほか、全国就労支援事業者機構で事務局長を務められた御経験もお持ちです。

西村様からは、これまでの御経験を踏まえ、特に刑務所出所者等の住居や就労の確保についてお話しいただきたいと存じます。

それでは、西村様、よろしくお願いいたします。

○西村氏

ただいま御紹介を頂きました西村と申します。さいたま市にあります更生保護施設清心寮の施設長を仰せつかっております。

私からは、清心寮の取組の特徴を御説明しまして、その都度課題や御要望を申し上げたいと思っております。

説明資料がございますので、資料を御覧いただきながらお話しいたします。

「資料1」中1ページの上の冒頭の四角部分を御覧ください。

清心寮は、刑務所出所者などのうち、身寄りも帰る家もない人を受け入れます。宿泊サービスや食事を提供しながら、社会生活の自立を後押しする施設でございます。

清心寮は、地元の仏教会や保護司会により設立された更生保護法人という民間の公益法人であります。寄附金などを元に非営利事業を営むことを本分といたしますが、実際は国の再犯防止施策の担い手として、国の委託事業を受託して事業展開をすることがメインとなっております。

その下の見出しの「1 できるだけ多くの人に自立の機会を与える」を御覧ください。

清心寮への入所希望者は非常に多く、全ての人を受け入れることはできません。清心寮に入所できないために路頭に迷う事態を少しでも回避するため、定員一杯出所者を受け入れるとともに、入所・滞在期間を短くして、少しでも多くの人に入所してもらう方針を取っています。滞在期間を短くするためには、当たり前のことではありますが、入所者の早期自立を促す支援方式を採用しています。例えば、清心寮入所日に、直ちに自立の取組をスタートしまして、更生計画書を作成させます。いついつまでに就職し、いつ頃までにアパートを確保して巣立っていくなどの予定を決めさせ、それに基づいて取組の方法を助言し、具体的な行動を促します。このように、早期自立を実現するためには、自立に必要な社会資源を素早く確保できる仕組みが不可欠であります。

そこで、清心寮では、社会資源に関連する機関や団体とネットワークを形成しまして、タイムリーに自立の支援を利用できるようにしております。

ネットワークについては、後ほど少し説明いたします。

結論といたしまして、多くの人を受け入れることと、早期自立を図ること、そしてネットワーク形成は三位一体の密接不可分なものであると認識しております。

次に、「2 スピード感をもって生活自立の実現に向けて支援」を御覧ください。

「1」の話と重なるわけでありませけれども、入所者の多くは、釈放されて社会の荒波に立ち向かっていくことに大変気後れをしております。釈放時は立ち直りの意欲が非常に高いわけですが、日に日に低下し、いたずらに時間がたちますと、清心寮から巣立っていく気力は失われます。長期滞在者ほど自立に失敗することが多いです。

そこで、就職のめどは2週間以内とし、遅くとも1か月以内の就職を目指して取り組ませます。うまくいかない場合でも、すぐに次善の策を提案し、間延びしないように支援を行います。結果的に、平均して2か月程度で社会に巣立っていくことができています。

次に、「3 社会生活のための諸課題をワンストップで支援」を御覧ください。

入所者は、たくさんの課題を複合的に抱えております。身寄りがなかったことや、受刑したことで社会生活基盤が全て失われることなどから、ゼロからの生活再建となりますが、彼らはどれから手を付けたらよいか、頭を抱えているばかりであります。

そこで、様々な課題を整理し、取組の順番を決め、解決の後押しをすることが清心寮の支援のメイン、核となります。

まずは、衣服と生活用品の確保です。逮捕されたときの衣服など、着のみ着のままに入所する人が多いです。衣服などの調達を支援します。特に仕事着は、生活上の必須アイテムであります。自費で賄えない場合は、私どもが寄附で頂いた衣料品の中から本人のサイズに合うものを選んで用意してをします。作業着はもちろんのこと、スーツやネクタイも用意してお

ります。

次は、諸手続の支援です。

住所不定で住民登録が抹消されるなど、本人であることを証明できない人がほとんどです。就職に必須のアイテムは、住民票、携帯電話、国民健康保険証、そして銀行口座などですが、これらの手続で1か月余りも手間取るケースもあります。運転免許証が失効している人も多く、全ての手続に清心寮が積極的に介入いたします。

次は、いよいよ仕事の確保です。

就労支援は、これは清心寮では求人を持ち合わせていないことから、国の刑務所出所者等就労支援事業に委ねております。それを清心寮がバックアップいたします。この国の支援の一つは、ハローワークの職業紹介サービスです。出所者等を専門とする就労支援ナビゲーターがハローワークにありますが、相談面接には清心寮まで出向いていただいております。

もう一つの支援策は、法務省の委託事業です。

※印の1番目を御覧ください。

この委託事業は、協力雇用主への就職を進めるため、マンツーマンの手厚い支援を、採用から職場定着までの長期にわたりしていただいております。非常に助かっております。この委託事業の全国への拡大をお願いしたいと思っております。

二つ目の※印を御覧ください。

これは昔からの問題ですが、就職先が建設業など特定業種に偏っております。これから出所者を人材としていかすためには、刑務所で受講した職業訓練などの経験・能力がいかされるように、幅広い業種への拡大や職場体験など、就労支援の充実を希望いたします。

その次は、住居確保であります。最も困難を極める作業です。

保証人がいない、それから財産がない、安定した仕事に就いていないという場合は、不動産屋の審査をクリアすることは甚だ困難であります。

※印を御覧ください。

このように、住居確保は試行錯誤で大変苦労しておりますが、何とか乗り切ってまいりました。最近になりまして、居住支援法人の助力を得ることができております。成果はこれからといったところですが、何もなかった住居分野の支援者が初めてできたというふうに感じております。本当に有り難いと考えています。居住支援法人と本格的にネットワークを組んでいきたいというふうと考えているところであります。

次は、治療及び健康診断です。

彼らとはかくこれまでの生活で不摂生をしております。病気持ちの人が大変多いです。主なものを挙げますと、内臓疾患、それから腰痛、精神疾患はもとより、覚醒剤由来のC型肝炎や覚醒剤精神病など、こういうものが代表格です。就労にも非常に支障が出ておりますので、私どもが通院に同行したり、生活保護の医療扶助の手続をしたり、これも手間の掛かる作業であります。

なお、地元の済生会川口病院により、無料低額診療や無料の健康診断をしていただいております。大変助かっています。

以上、代表的な支援を取り上げましたが、ケースごとに試行錯誤を繰り返し、なかなかうまくいかないことも少なくありません。

3ページ上の※印を御覧ください。

清心寮の取組に対しまして、解決のための支援や助言があれば心強いというふうに感じています。そのような支援拠点を全国的に是非御検討いただければ有り難いです。なかなかこういう取組はマニュアルもないものですから、試行錯誤でやっているというところなので、外部の助言者や支援者が必要だというふうに痛感しております。

次に、「4」を飛ばして、「5 健全な生活を歩ませ再犯を防止するため（生活規律の獲得）」について説明します。

入所者を見るたびにこちらが痛感するのは、生活行動が乱れているということです。このままでは再犯は必至だというふうにも感じております。そこで、生活規律を育む指導を清心寮の重要な取組にしています。

第1の取組は、規則正しい生活習慣を身につけさせるためのものです。資料に列記してありますように、日々の行動表の提出、無駄遣いを防ぐための金銭管理の徹底、整理整頓などです。

第2の取組は、犯罪をじゃっ起するような状況を作らせない指導です。例えば外出目的のチェック、門限の遵守、酒を飲まないことなどです。大人に対して子供のしつけのような指導をして申し訳ないわけですが、彼らの生活習慣を見直すことで、再犯防止や立ち直りの可能性が高まるということを本人たちに理解させて、取り組んでもらっています。

「6 生活向上の支援プログラム」を御覧ください。

これらは、個人プログラムではなく、集団プログラムとして行っています。一つは社会生活能力を培うためのもので、SST、料理教室、法律相談などを定期的実施しています。

二つ目は、地域との絆や交流を深めるもので、地域ボランティア主催で絵手紙教室や音楽会など多彩なレクリエーションを実施しております。

三つ目は、酒害プログラム、薬物ミーティングなど、犯罪からの離脱に資するプログラムです。

その下の※印を御覧ください。

以上、いろいろなプログラムや指導を言っていましたがいりませんが、元来食事や宿泊を核としてきた更生保護施設でありましたけれども、今では社会生活自立を目指した支援を中心に事業展開するようになりました。これらの取組は、各更生保護施設が手作りで築き上げた支援メニューです。そういうこともありまして、国の委託費としての明確な評価や単価設定がないものがあります。今後は立ち直りや再犯防止を促進する重要な取組として評価していただき、委託費に反映するなど、更生保護事業の充実強化をお願いしたいと思います。

次に、「7 訪問支援事業」にまいります。

中ほどのアンダーラインにありますとおり、令和3年10月から、清心寮を退所して本格的に社会生活をスタートする人の立ち直りを継続的に後押しするための訪問支援事業を開始いたしました。この事業は、法務省委託のモデル事業ですが、清心寮退所後の現場に赴きまして、生活上の課題を直接把握することで、生活実態に即した支援をすることが大きなメリットです。

また、彼らを直接訪問し、継続的に激励や受援をすることで、立ち直りに向けたモラルを維持させることができます。かなりの成果が上がっているというふうに感じております。

下の※印を御覧ください。

清心寮が従来から進めてまいりました社会への扉を開く宿泊事業に、新たにアウトリーチ

型の訪問支援事業が加わりました。これらの2本立てにより、切れ目のない強固な支援を進めることが可能となります。この事業の全国への充実拡大を希望いたします。

地域ネットワーク協議会について説明いたします。

冒頭でもお話したとおり、更生保護施設の取組は、社会資源を活用して社会生活上の自立を実現させるための支援であります。個別に社会資源を保有する関係者に働き掛けることは、苦勞と困難を伴います。出所者を忌避する関係者も少なくありません。

そこで、清心寮が音頭を取り、事務局にもなって、社会復帰支援ネットワーク協議会を立ち上げました。目的は、出所者支援への理解促進と、社会資源を円滑に利用するためのルールづくりです。

ネットワーク協議会が設立された以後、出所者への取組もスムーズに行うことができました。協議会のメンバーにとっても、出所者支援への不安やミス軽減につながるものと評価されています。

下の※印を御覧ください。

ネットワーク協議会の設立には、地域関係者の理解・協力や、人材と体制が必要です。特に地域の代表である自治体を中心となっていくことがこれからの再犯防止には必要であると感じています。自治体への支援策についても御配慮願います。

以上であります。繰り返しになると思いますが、これからの更生保護施設に必要なことは、外部の助力や連携を強めていくことや、支援内容を専門化し、高度化することとなります。積極的な支援展開が期待されております。いずれも行政の支援が不可欠であると考えております。

以上であります。ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございました。

それでは、ただいまの西村様の御発言に対しまして、構成員の皆様から御質問や御意見を頂きたいと思っております。

それでは、宮田先生、よろしく願いいたします。

○宮田委員

お話どうもありがとうございました。2点教えていただければと思います。

どのような機関とどのようなきっかけを作りながら、このようなネットワークを形成されたのかということをお話していただきたいのがまず1点です。

もう一つは、仕事の確保についてです。以前清心寮を見学させていただいたときに、障害がある方でも可能なら就労しよう、障害がある人に配慮してくれるような職場を探そうと努力をされているというお話を伺ったことがあります。ハンディを持った方の就労についての取組はどのようになさっているのでしょうか。

○西村氏 ありがとうございます。

ネットワークにつきましては、そもそも私どもの、例えば先ほど済生会の川口総合病院の話をしましたけれども、こういうふうな昔からお付き合いのあるところとは、個別にネットワークを形成しておりましたが、それが膨らみましましたので、改めて清心寮と関係のある機関や団体との協議会を開いたということでもあります。

例えば市役所です。これは、生活保護など福祉で大変お付き合いが深い関係機関です。それから、地域生活定着支援センターやハローワーク。また、埼玉県の就労支援事業者機構。

これは国の就労支援の委託事業を受託されている団体であります。そういった就労支援関係のところ、それから、弁護士会とかそういった公的な援助団体と申しますか、そういったところも入っております。全部で確か17ぐらいあります。ここに資料を持ち合わせていないので、全て挙げることはできませんけれども、いずれにしても私どもの方で手作りで連携をしているところを集めたということで、体系的に集めたという感じではありませんが、ネットワークを形成したところで、よりスムーズにルールが敷かれると申しますか、早期自立へのルールが敷かれるという感じになっております。

それから、仕事の確保であります。障害者の方でも、例えば障害者手帳を持っているとか、障害の認定を受けている人は非常にやりやすいです。それは、刑務所出所者等の就労支援事業ではなく、障害者の雇用制度、いろいろな助成金とか雇用率がありますけれども、そういったものを利用してやると、これは出所者でなくても非常に就職できるという感じですが、単に病気で精神状態が思わしくないとか、そういうことで、制度にのっからない人について大変苦勞しています。これは、やはり協力雇用主と言われる、犯罪や非行をしたことを承知して雇用に協力していただいている人たちに、彼らのそういう問題点を正直に説明しまして受け入れてもらうということですが、ただ、建設業など大変力の要る仕事などにはなかなか入れないので、軽作業の企業というのを探しながら、協力を求めているんですが、これはなかなか難しい問題で、なかなかそういう企業はないというのが現状であります。いずれにしても努力をしているところであります。

○宮田委員 ありがとうございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

それでは、川出委員、お願いします。

○川出委員 ありがとうございます。

2点伺いたいことがあります。

1点目は、清心寮さんがやっておられる新しい取組である訪問支援事業についてです。支援対象者は、退寮された方のほか満期釈放者を含むとされています。このうち、退寮された方についても、恐らく希望を取ったうえで支援をされていると思うのですが、割合としてはどのくらいの方が訪問支援事業を希望されるのでしょうか。

○西村氏 まず、原則としては、全ての退寮者をお願いしております。ただ、いきなり退寮時にこの訪問支援をお願いというのでは、なかなかうまくいきません。ですから、ここに入所する時点で、こういう支援があるということを説明し、動機付けをしておくということが大事です。

というのは、ただ入所時の処遇と退寮後の支援がマッチしないと、彼らは嫌がりますので、いずれにしても入所時からこういう処遇が継続しているということを彼らに十分に承知してもらいますし、また、この訪問支援のスタッフは、入所時の担当者が引き続いて行うということで、関係性をずっと継続させてありますので、彼らに何の違和感もありません。なので、入所時の問題がそのまま退寮後も引き継がれていくということなので、何かいきなり来てお話を聞くということはないということですが、ただ、仕事で忙しいという人は結構多いです。そこで、土日しか空いていないというような人も結構いて、なかなか会えないということもありますが、ただ、土日でも私どもは対応できるようにしておりますので、若干仕事がハードになってきたなというふうに感じております。

○川出委員 分かりました。

もう1点は、3ページの社会生活向上に資する支援プログラムの三つ目にあがっている犯罪からの離脱に資するものについてです。このプログラムは、清心寮のスタッフの方が実施されているのでしょうか、あるいは外部に委託しておられるのでしょうか。

○西村氏 このプログラムについては、基本的に内部の担当者が担っております。PSWの人がおりますので、このようなことに非常に詳しい人がおりますが、その人が一般の処遇をしながらこうした専門的なプログラムを対応しますが、ただ、他にもいろいろSSTとかありますけれども、これらは外部の人をお願いをしているということで、それは、それぞれうちのキャパシティーを見ながら、できることは内部の人でというふうに考えているところでございます。

○川出委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

それでは、村木委員、お願いいたします。

○村木委員 ありがとうございます。

3点あります。

一つ目は、やはり地域ネットワークの形成のところで、事務局をどこがやっておられるかということ、県がどんなふうに関与しておられるか、少し教えていただければと思います。

それから、2点目は、一番最初のところの1ページの、できるだけ多くの人に自立の機会を与えるということで、かなり早い回転で回しておられるという話がありましたけれども、この辺り、キャパが小さいから、たくさんの人を受け入れるためにこうやっておられるのか。理想としては、本当はもっと長い方がいいのか。この辺りはどういうふうに思っておられるかということをお教えいただくと有り難いです。

3点は、3ページにありましたセンター・オブ・センターですけれども、少し具体的なイメージがあれば教えていただければと思います。

以上です。

○西村氏 ありがとうございます。

まず、地域ネットワーク協議会については、私どもの連携先をつなげているということで、事務局は清心寮で行っているところではありますが、正直なところ幅広く、清心寮の入所者だけではなくて、他の保護観察対象者や満期釈放者の支援も含めて、全体で、ネットワークを形成できるようにしたいというふうに考えていますし、また、そうなると、やはりコントロールできるいろんなところと、連携しやすい機関、団体にイニシアチブを取ってほしいということでもあります。

県も、実はネットワークの中に入っていますので、できれば再犯防止推進計画も立てられて、いろんな委託事業を行っておられるので、是非県にこういったネットワーク形成の主体者としてなってもらいたいというふうに思っているところです。

それから、2番目の御質問ですが、できるだけ多くというのは、部屋がたくさんあれば、確かにたくさんの人を入れられるというふうに思っています。そこは将来的な課題ですし、これは国の政策的な課題でもあるというふうに思っていますが、ただ、埼玉県に帰りたいという人も結構いますので、その限りにおいては、定員僅か20名でありますけれども、受け入れていきたいというふうに思います。

2番目のスピード感のあるという話もしましたけれども、確かに大体法律というか、制度で、最大でも6か月しかおられないんです、基本は。6か月もいる人は大体失敗ケースになっています。やはり何も取り組まないで6か月になってしまったという人が結構おるので、そういうことがないようにしたいと思います。

ただ、高齢者とか障害者は、できるだけ早くそちらの福祉の方に移らせるようにしておるんですが、彼らは受入れを忌避されることも多く、6か月になってしまうことが多く、より長い滞在も致し方ないということで、平均は2か月と申しあげましたけれども、それぞれに応じて対応しているところであります。

それから、センター・オブ・センターについては、一言で言うと、私どものパトロンになっていただきたいということなんです。何でもよろしいんですけれども、私どもで全てを考えることはやはり無理です。だから、例えば他の団体につないでもらうとか、それから、より専門的な観点から、こういう手法があるとか、又はこういう制度があるとかというようなことを教えてくださるようなところがあれば、非常に有り難いと。

ネットワーク協議会は、やはり会議を開く場ですから、常時何か助言を得られるところではないので、そうしたシンクタンクのようなところで助言を頂きたい、助けていただくことが必要かなというふうに感じております。

○村木委員 ありがとうございます。大変よく分かりました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、堂本先生、よろしくお願いいたします。

○堂本委員 大変御苦労さまでございます。

とても短期に出所させようとしていらっしゃるのか、それから巣立った後のフォローとか、いろいろ大変御苦労が多いと思いますけれども、感心して伺いました。

満期釈放の人の場合も、この清心寮には入ってくるのでしょうか。それから、男性と女性と両方を受け入れていらっしゃるのか、男性だけなのか、女性だけなのかも知りたいと思いました。

また、そのセンター・オブ・センター、パトロンのような組織とネットワークとは別のものとして認識していらっしゃるのか。その3点伺いたく思います。

○西村氏 ありがとうございます。

まず、今は仮釈放者が非常に多くなっています。というのは、満期釈放を回避して、仮釈放で私どもにおいでになるということで、仮釈放者を受け入れることは一つの満期釈放者対策であるというふうに思っておりますが、満期釈放者も受け入れております。そのまま満期釈放で出られて、うちに滞在したいという人も結構いらっしゃるので、空きがあれば、私どもで積極的に受け入れておりますが、今のところは国の政策上、仮釈放の方針ですので、そちらの人を受け入れることが多いなというふうに思っております。

それから、清心寮は男だけの施設であります。というのは、全国でやはり受刑者、女の方は非常に少のうございますので、女性の刑務所の近くに女性専用の更生保護施設があるということで、確か6か所ぐらい女性専用の更生保護施設がありますが、私どもは男性専用ということになっております。

それから、パトロンとネットワーク、一緒でも構わないんですが、機能はやっぱり違うかなと思っておりまして、ネットワークはそれぞれの団体が構成員になって、いろいろと絆を深めていくところでありまして、このセンター・オブ・センターの方は、私どもにより具体

的な助言や支援をしていただくところとして、今のところはそういうふう考えているところであります。

○堂本委員 ありがとうございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

松田先生、よろしく願いいたします。

○松田委員

ありがとうございます。

訪問支援事業について1点だけお伺いしたく思います。

大変画期的な事業ですし、息の長い支援そのものだと思うのですが、これは、退寮者の方の御了解が得られたら、例えばその方が今、清心寮におられる方に、いろいろ経験談をお話しされるとか、そういうような活用というのはどうなのでしょう。

それから、「5」で挙げておられた生活指導についてですが、これはとてもあんばいの難しい御指導だと思うのですが、それを受けた当事者だったこの退寮者の方から、こういうものがよかったとか、こういうものがちょっと受け入れ難かったみたいなフィードバックを得ることはお考えなのでしょう。お伺いしたく思います。

○西村氏 ありがとうございます。

今のお話、思いもつかなかったことでありますけれども、訪問支援事業が始まりましたら、当然退寮者の方との関係性が非常に強くなっているところです。それぞれの悩みとか、又は生活上の解決策とかのノウハウがありますので、そういったところを在寮者の方に伝えていくことについては、今はやっておりますが、検討していきたいと思えます。

なお、逆に言うと、私どもも、訪問支援を担当する者も、実は生活実態が非常によく分かるようになりまして、例えば企業でこういう問題があるとか、企業の社員寮がちょっと汚過ぎるとか、又は生活保護の無料低額宿泊所で、こういう生活をしているんだとか、飯はおいしいとかまずいとか、実はそういうことが非常によく分かるので、そういったことが、実はその訪問支援の担当者から今の寮生にそういったことは情報提供はしておりますが、よく実際に生活をしている者にお話をさせることはよりよいことで、また、彼らも、在寮者も心にしみるところがあるというふうに思っておりますので、それは参考にさせていただきたいというふうに思えます。

○松田委員 ありがとうございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 西村様、ありがとうございました。

時間がお許しのようなであれば、引き続き御出席いただければと存じます。

○西村氏 どうもありがとうございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 次に、高津努様と藤高剛様から、併せて御発表を頂きます。

高津様は、群馬県地域生活定着支援センターのセンター長を務められておりまして、入口支援や出口支援における刑事司法と福祉との連携に取り組まれております。

藤高様は、地域生活定着支援センター相互間の連携等を図る全国組織であります全国地域生活定着支援センター協議会の事務局を務められております。

お二方には、地域生活定着支援センターにおける取組や今後の課題などを中心にお話しさせていただきます。

それでは、高津様、藤高様、よろしくお願いいたします。

○高津氏 群馬県の定着センターの高津と申します。よろしくお願いいたします。

○藤高氏 全国地域生活定着支援センター協議会で事務局を担当しており、長崎定着支援センターの相談員もしております藤高と申します。よろしくお願いいたします。

○高津氏

群馬県の地域生活定着支援センターだけの課題だけでは、やはり定着支援センターのことが伝わらないといったところがありましたので、全国の定着支援センターからの声も含めてお話をさせていただきたく、全定協の方からも参画していただいております。よろしくお願いいたします。

では、この「資料2」に沿ってお話しさせていただきます。

藤高と私とで交互にしゃべったりしますので、少しお聞き苦しいところがあると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

では、藤高さん、よろしくお願いいたします。

○藤高氏 御説明させていただきます。

まず、この「資料2」の「1」になりますけれども、定着支援センターの成果を書かせていただいております。

こちら、まず、定着支援センターは毎年、厚生労働省に地域生活定着促進事業実施状況調べという毎年度の実績報告を提出しているんですけども、これは厚労省のホームページにも公表されておりますが、こちらの数値から明らかのように、年間大体1,300から1,400名程度のコーディネート業務を行っておりまして、フォローアップ業務も通算で大体年度2,300名ほどです。

それから、相談支援業務、こちらは既に刑務所を出た方とかへの支援になりますけれども、こちらが1,400名程度支援をさせていただいているという状況です。

支援実績に加えまして、具体的なその実績がどういうふうな効果を示しているかということですが、平成30年に法務総合研究所の方で実施いただきました高齢受刑者の支援の状況についての調査結果がありまして、これによると、定着支援センターが受刑中から出所のところの支援をさせていただいた特別調整の対象者に関しては、再犯、再入所になる方の割合が低くなっているということが明らかになっておりまして、定着支援センターの取組が再犯防止に一定程度効果を示しているのではないかなというところが、データの的にも明らかになっているところです。

こういった方の支援を行うに当たっては、やはりどうしてもこの支援というのは、受入先あつての事業になりますので、やはり地域における支援者であるとか、関係機関のネットワークを構築して、既存のものをどんどん強化していくということが必要になりますので、定着支援センターはそういったところにも非常に注力させていただいております。

また、既存のものだけではなくて、新たな社会資源の創出や、新しい組織づくりといったところです。それから、やはりこうした対象者の方たちは、罪を犯したというところはあるんですけども、やはり地域に戻ってきますので、その戻ってきたときに、地域でそうした方を包摂して支援をしていけるような支援体制づくりというところに、非常に注力しております。

ただ、現状としては、やはりこうした罪を犯した障害者、高齢者の方への支援と、あるい

は定着支援センターの活動というところの周知啓発になりますと、なかなか地域的にはまだまだ浸透していない部分もあるのかなというところが実感ではありまして、こうしたことがどんどん周知されて、地域の支援力の向上がなされていくことが、定着支援センターの活動がより再犯防止推進に資することにつながっていくのではないかなと思うところであります。

続きまして、真ん中、「2」のところになりますが、再犯防止に係る計画及び施策の効果的な推進に必要と思われることということで挙げさせていただいておりますけれども、定着支援センターが支援をしている方々というのは、やはり障害であったり高齢といったハンディキャップがあったり、それだけではなくて、生活困窮であったり、なかなか自分の力だけではどうしてもあらがえないような負の要因を抱えた方というのが非常にいらっしゃいます。そうしたことが生きづらさにつながっているというところがありまして、確かに犯罪をしたという側面は一面ではあるんですけども、その方の背景をたどっていくと、やはり社会的な弱者でもあるという側面が、非常に浮き彫りになってきます。

ですので、定着支援センターが考える再犯防止というのは、いわゆる犯罪を抑止するとか、防ぐという視点ではなくて、対象者の抱える生きづらさをケアしていくことで、犯罪に至るリスクを避けていって、その人らしい人生を送れるような支援を行っていくと、そして、それを見守っていくということが、定着支援センターの行う再犯防止というところではないかなと思っております。

それをやるために、やはり定着支援センター単独でやっていくのではなくて、やはり息の長い支援が必要になってきますので、先ほども申しあげましたように、地域における支援ということがどうしても不可欠になってくるかなと思います。

したがいまして、地域における具体的な再犯防止施策の実践に当たりましては、地域包括ケアであったりとか、最近は障害者支援の地域生活支援の分野の方でもいろいろ取組が進んでいたり、重層的支援体制整備事業といったところで、地域の支援力を高めるための様々な施策が取られているところかと思っておりますので、そうした既存の施策と定着支援センターの支援が連動していくことが大事かというふうに思います。

やはり、これは地域における取組ではあるんですけども、やはりこの取組の背景に、国としての政策という方向性があるかと思っております。ですので、やはり国の再犯防止推進計画と、この取組というのは、一体的に連動していくものかなと思っておりますので、是非後押しをお願いできればというふうに思うところでもあります。

では、続きまして、以下、関係機関にお願いしたいことということで、幾つか挙げさせていただきます。

まず、再犯防止推進法、再犯防止推進計画の周知啓発に関することというところですけども、やはり定着支援センターの実感としても、この再犯防止という活動が、地域、都道府県レベル、市町村レベルですと、やはりこれはまだ国のやることなんだという認識が非常に強いような印象を受けております。先ほど御説明したように、やはりこの再犯防止というのは、地域ぐるみで対象者を包摂して体制を作っていくことが大事かと思っておりますので、この都道府県、市町村が、再犯防止は自分たちの取組なんだという認識を深めていただいて、地方再犯防止推進計画の策定をはじめとする様々な施策に主体的に取り組んでいただくということが大事なのではないかなというふうに思っているところです。

この資料にもありますように、先ほど申し上げたところですけども、やはり罪を犯した

障害者、高齢者の方というのは、いろいろ包摂するための仕組みというのではできてきているんですが、実質的になかなか協力が得られなかったり、少し敬遠されがちなどころもあったりして、なかなか定着支援センターが支援体制を作ろうとしても進まないというところがありますので、この関係機関や地方公共団体の皆様におかれては、この定着支援センターの活動、再犯防止に対してもっと理解を深めていただいて、陰に陽に、物理的、あるいは資金面でも含めて、いろいろ御支援を頂ければ有り難いというふうに思っているところです。

次の被疑者等支援業務の円滑化というところですが、高津さんの方からお願いできますでしょうか。

○高津氏 先ほどの再犯防止推進計画の部分ですが、群馬県の方での担当課は、生活こども部生活こども課の人権同和係になります。そうすると、福祉部局ではない担当課が、再犯防止推進計画を進めることになるが、結局福祉の部局に対してお願いすることしかできない形になってしまっていて、具体的なことが何も進展していません。そのためどのような部局や担当課が再犯防止推進計画を担うことが良いのか、各県に対してお示しいただくなどご配慮いただきたいと思います。

その下のところですが。

被疑者支援業務の円滑化に関することについてなんですけれども、刑務所を出所される方の支援に関しては、もう10年以上定着支援センターは携わってきました。そのため関係機関の方々との連携は課題がありながらも進んできています。しかし被疑者、被告人の支援に関しては、実際に始まったのが今年度から、その前から相談業務として取り組んでいた県はありますが、被疑者等支援業務は今年度からのため、やはり今まだ司法と福祉との情報共有や連携体制が取れていないと感じています。

例えば何点か出ささせていただくと、留置所や拘置所の面接の配慮がなされず面接時間の制約や面接者が免許書を提示するなどの個人情報の開示を求められるなど県の違いや警察署の違いにより対応の違いがあります。又は、検察庁においては、対象者としてどんな人を福祉に相談していいのかがよく分からないことで被疑者等支援業務に候補者が上がらないという問題であったり、保護観察所においても、定着支援センターの被疑者等支援業務の対象者なのか相談業務での対象者なのか共通認識がまだ図れていないことで被疑者等支援業務の数が全国的に増えていない問題であったり、さらに警察の対応では、例えば福祉事業所で受けていただいた方が、逮捕された際に、警察の方から施設へ「しっかり面倒を見てください」と施設の対応がさも悪いかのように注意を受けることもあります。

やはり今後も同じような警察の対応が起きてしまうと、受入先が、警察のお世話になる方の受け入れを躊躇してしまいかねない。司法側が福祉の施設の状況や制度を理解する部分と、福祉の関係者が司法を理解するという、お互いの理解の部分がもう少し必要ではないでしょうか。

次に、矯正処遇・行政の在り方に関することになるのですが、やはり今後、被疑者・被告人の支援が始まったことで、出口から入口までがつながりました。刑務所出所される方の支援の中で解決できた課題もありますが、まだ課題があります。つながったことで大切なのは刑務所で支援が途切れてしまわないことです。例えば定着支援センターが関わる中での障害の診断書の作成であったりなど出所後の支援に必要な情報が得られないために、受入先につながらないなど今まで全定協からの要望させていただいている要望書に詳細は記載

されています。もう一点は教育の面についてです。社会復帰支援のプログラムを何年か担当させていただいていますが、実際にそのプログラムを受けている方が、1プログラム3人だけだったりします。もっと幅広く対象者の枠を広げていくことも必要だと感じています。さらに刑務所内で作業に参加し問題のない方は更生保護施設への帰住を優先に考えるだけではなくて、福祉支援の必要な方で地元に戻りたい方は地域生活定着支援センターへつなぎ福祉へつなぐことも選択肢の一つだと思います。その選択をするための情報をしっかり本人に伝え自分の意思で決めていくことを大切にさせていただきたい。入口支援からのつながりを受けて地域からの情報を積極的に活用しながら対応いただきたい。このように被疑者等支援業務が始まったとしても支援が途切れない関係機関との連携体制の構築が必要だと思います。

その次の更生保護施設・自立準備ホームといったところですが、藤高の方からよろしくをお願いします。

○藤高氏 申し上げます。

この部分ですけれども、再犯防止推進計画が国でも地方でも策定されていくのに伴いまして、当然、更生保護施設や自立準備ホームの受入先としての役割というものが、非常に、これまで以上に重要になってきているかと思えます。

先ほど高津所長から御説明ありましたとおり、被疑者等支援の方でも始まっていますので、より短期間のうちに調整をして受けていくということが大事になってきているのですけれども、現状の実態としては、まだまだ更生保護施設、自立準備ホームでの受入れが低調な都道府県もあって、かなり地域差が出ているようです。その背景としては、特別処遇の対象者の受入れが可能な人的、物的な環境がなかなかない。要するに福祉職がいないであるとか、バリアフリーでないとか、そうした問題で受入れがなかなかできないというようなところですか、あるいはその環境を整えるのに、どうしてもお金が掛かりますけれども、そのための委託費や人件費、この元手になる部分が非常に少なくて、受け入れたいと思っていたとしても、やはり消極的にならざるを得ないといったような背景事情もあるように見受けられます。

ですので、やはりこの部分を改善していくためには、加算であるとかこういう委託費、人件費の底上げという財政的なインセンティブを作っていくということが大事になるのではないかなというふうに思います。

また、こういうふうに更生保護施設等の業務の拡大が進んでいくと、当然保護観察所の役割というのとも伴って上昇していくと思うんですけれども、保護観察官の数が不足していて、拡大する業務に追い付いていないというような現状もあって、定着支援センターの方でも円滑な連携が難しくなっているような部分もあるというふうに見受けられておりますので、やはり業務の実態に即した保護観察官の増配置とうところも必要ではないかなというふうに思います。

それから、三つ目のポツになりますけれども、更生保護施設・自立準備ホームを出た後、飽くまで一時的にこれらの施設は入るところになりますので、ここを出た後の受皿、地域での受皿というのも非常に重要になってきます。ですので、このインセンティブ、そして、居住支援法人といったところの連携も強化していきながら、こういうところの受入れ実績を評価する加算を創設したりして、更に取得要件の緩和も含めて、受皿拡大に資するような政策的な後押しを頂ければというふうに考えております。

○高津氏 ありがとうございます。

続きまして、地域における支援の枠組みに関する事で、少し触れさせていただきます。

これに関しては、刑務所で行ういろいろなプログラムであったり、又は保護観察所での薬物のプログラムがあります。これらのプログラムの情報が支援をしている福祉関係者に情報として伝えられない課題があります。どのように情報を共有しプログラムを地域に引き継いでいくのか、さらにそのプログラムを受けていた方が、保護観察期間終了をもってで終了するのではなく、対象者の方が延長してプログラムを受けたい希望があれば受けられるような、弾力的な取組ができると、福祉関係者もプログラムを持っていないため受け入れにおける安心になります。

次の居住支援に関する事ですけれども、これに関しては、先ほど更生保護施設の方からのお話もありましたように、居住支援法人との連携は結構進んでいるところがあるとは思いますが、群馬県の中でも居住支援法人5団体あります。群馬県の課題としては不動産関係の法人が1法人、それ以外は福祉関係の法人になります。そのため住宅の確保というところではかなり苦勞されています。ですが福祉関係者はフォローを得意としていることで協力いただいています。そのため不動産関係の居住支援法人が増えていくというところが一つ課題になります。もう一点が、やはりセーフティーネット住宅に登録されている物件についてですが、家賃がかなり高い物件が多く、実際に生活保護の人たちだと借りられないことが起きています。登録物件は増えても借りられない状況では形としてだけになってしまうので、その辺の課題をもう少し共有していただき、実際に住宅に困っている方が利用できるようにするためにどうするかというところを議論していけることが一つ課題と思っています。

次に、再犯防止推進計画に関する事を書きましたけれども、今日お話しさせていただいたような状況で、定着支援センターは、再犯防止を目的にはしていないのですが、福祉関係者や行政、司法関係機関などいろいろな機関と連携を取ることで、結果的には再犯防止に資する一翼を担っていると思います。そういった面で、地域での具体的な課題であったり、連携の不具合などを定着支援センターは実務の中で実感しています。また、全定協として全国からの情報を取りまとめているので活用していただければ幸いに思っています。今後行われる再犯防止推進計画の検討会など、全定協としても参画させていただけるような御配慮お願いいたします。

最後ですが、定着支援センターの安定運営に関してになります。国の再犯防止推進計画で「定着支援センターとの協力」がうたわれるなど、再犯防止推進施策における定着支援センターの役割は年々増してきている一方で、予算体系のあり方など定着支援センターの事業基盤は長く不安定なままであり、期待される水準の事業を展開するのに差しさわりを生じつつある現状があります。さらに都道府県によっては予算支出をしない課題もあります。

今年度、被疑者等支援業務が始まり国庫補助の積算方法が変わり基礎事業費の固定額が今まではありましたが、今年度は実施件数に応じて支出されるよう修正されました。そのため、試算の段階ですが来年度1,000万円近く減額が見込まれる県もあると聞いています。人口規模や矯正施設の所在数・収容人員など如何ともしがたい事情から各業務の支援実施件数が少ない、または財政基盤の弱い定着支援センターは、事業の安定性確保に差し障りを生じ、ひいては事業の継続それ自体が困難な状況に陥る危険性があります。群馬県でも法人との話では予算を法人から持ち出すことになれば委託を降ることを検討しなければならないと言われていています。やはり予算においては基礎事業費をしっかりと確保していただくなどの実施件

数だけの指標で判断しないなどご検討いただきたい。予算が確保・維持できることでセンターとして人を雇える。人を雇えることで、地域に対するフォローができ、フォローができることで地域の関係者が安心して対象者を受け入れることができます。それによってこういった刑務所出所者等が地域の中で暮らし続けることにつながると思っていますので、その辺の御理解を頂く中で、この予算的な部分については、厚労省だけではなく法務省含め御協議いただく中で、配慮いただければと思います。

以上です。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 高津様、藤高様、非常に多岐にわたる御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明は、同じく福祉の分野で活動されております次の小林様の発言と関連があると思っておりますので、質疑応答につきましては小林様から御発言いただいた後に、併せて実施させていただきたいと思っております。

ということで、一般社団法人早稲田すばいく代表理事である小林良子様から、次に御発言を頂きたいと思っております。

一般社団法人早稲田すばいくでは、令和2年度まで実施されていた東京都の地域再犯防止推進モデル事業の受託団体として、犯罪に関する電話相談を実施されたほか、東京都社会福祉士会と連携した社会復帰支援などに取り組んでおられます。

小林様からは、東京都におけるモデル事業や、司法と福祉の連携などを中心にお話しさせていただきたいと思っております。

それでは、小林様、よろしく願いいたします。

○**小林氏** 社会支援ネット早稲田すばいくの代表理事でありまして、東京社会福祉士会の司法福祉委員会の委員長をしております小林と申します。よろしくお願いいたします。

私たちの取組としましては、東京都の再犯防止モデル事業で過去3年間やりまして、法務省のモデル事業が終了して、今は東京都単独で事業が行われているのですけれども、来年度もまた再犯防止の事業を行うことになりました。

それから、あと、東京社会福祉士会で司法福祉委員会という形でいろいろな研修とか社会啓発の取組をしているのですけれども、その中の活動の一つに、東京の三つの弁護士会と連携して、刑事司法ソーシャルワーカーをやっておりますので、そのことについても御報告させていただきたいと思っております。

東京都の再犯防止モデル事業は、平成30年から法務省の3か年のモデル事業として行われたものなのですが、平成30年は高齢者万引き相談で、令和元年は高齢者よろず犯罪相談、令和2年は犯罪お悩みなんでも相談ということで、電話相談を、最初1か月、それから3か月、半年という形で、少しずつ延ばしながらやってきました。私たち早稲田すばいくが受託する形で行わせていただきました。これは、東京都が高齢者の万引きの調査を、この平成30年の前、平成28年にやっていたので、そのことから引き継いで、高齢者の万引き問題というのを、東京都としては中心的に考えたようです。

行政による匿名の相談ということなので、信用を得ていたというふうに考えています。ただ、なんでも相談という名称でしたので、再犯というよりも、犯罪をしただけじゃなくて、犯罪しそうとか、被害者とか加害者になりそう、例えば高齢者の、ちょうど池袋の交通事故、八十何歳の高齢の方の大きな交通事故とかがあったりしましたので、家族の運転免許を

返納させるにはどうしたらいいとか、そういうような御相談も寄せられました。

なので、家族内の力関係が見える、嫁からしゅうとめについての相談とか、高齢のお母さんとかお父さんに関する相談とか、その逆のこともありました。結構いろいろな相談がありまして、この再犯防止というよりも、お悩みなんでも相談に関しては、未病というふうな言葉が世の中にあると思うんですけども、これは犯罪かもしれないとか、そういうドキドキ感を持った犯罪をしそうとか、また、刑務所を出てきたばかりなのだけでも、またやっしまいそうだという不安もあったのですけれども、そういう相談もあり、予防機能の可能性というのを感じました。

意外なことに、ここには保護司の方とか、地域包括の方とか、警察からこういうのを紹介したいのだけでも、本当にやっているのかみたいな感じで御相談があったりしました。基本的には一般の人たちが対象だったのですけれども、犯罪をした人、もう刑を償って出てきた方々は一般市民になるわけですから、そういう人たちが地域に定着する、社会生活に定着するための相談を含めた連携の必要性というのをすごく感じました。

次は、東京社会福祉士会の活動なんですけれども、一応東京社会福祉士会は4,000人ぐらい会員がいるところで、職能団体で、司法福祉委員会には約300人のメンバーが登録をしています。そういう司法に関する問題、司法福祉について考える委員会ということで、専門委員会になっています。月例会とか情報交換会、勉強会などを行っています。

それから、先ほども社会啓発と言いましたけれども、公開講座という形で、1年に1回、200人前後の講演会を行いまして、今、村木先生もここに参加されていますし、今日お休みの清水先生とか、あと、次回ヒアリングされる北九州の奥田さんとか、そういう方々に講師としてお話をお願いするということもやっています。

社会福祉士に司法福祉についての情報を流すということと同時に、生活福祉や地域包括等々の福祉関係の現場の現職からの情報も得られるような形にしています。

平成26年から、東京の三つの弁護士会との連携で、入口支援を行っています。その弁護士さんからの依頼を受けて、具体的に対応するワーカーを、刑事司法ソーシャルワーカーと私たちが名称を付けまして、研修を行っています。

その刑事司法ソーシャルワーカーなのですけれども、東京社会福祉士会、あと、東京精神保健福祉士協会が、東京の三つの弁護士会と連携して入口支援を行っています。東京では東京地検の社会復帰支援室が入口支援を行ってしまして、そこでは年間900件ぐらいの入口支援といいますか、不起訴になるような方で、住居がないとかそういう方々に対しての社会復帰支援というのを行っていますけれども、こちらの刑事司法ソーシャルワーカーの方は、弁護士からの依頼ということで、被疑者というよりも被告人になって、裁判のところで、判決までの支援ということを中心に行なっています。支援の必要な被疑者・被告人を、弁護士の方から個別に御依頼いただいて、その人に警察とか拘置所でお会いしてアセスメントを行い、更生支援計画書を作成する。弁護士は更生支援計画書を裁判所に提出して、終わった後は、更生支援計画書に沿って判決後の支援を行うというふうになっています。

研修を経て登録している刑事司法ソーシャルワーカーは、特に司法の勉強をしてくているわけではなく、司法の専門職ではなくて、地域包括、つまり高齢者支援の専門職であったり、障害者支援事業所とか障害者施設等に勤めている人たち、また、普通刑務所の分類部門の社会福祉士だった人とか、地域生活定着支援センターにいた人とか、あと、福祉事務所のケー

スワーカー等々が、得意分野を中心に受任してもらおうという形で、この刑事司法ソーシャルワーカーになっていただいています。

その更生支援計画書というのは、依頼された被疑者・被告人が犯罪に至った生きづらさに着目してアセスメントを行って、もう犯罪を繰り返さないための望ましい生活と支援を考え、釈放後の具体的な支援を、短期、中期、長期で計画を立てて、書面にして提出するものです。

例えば釈放直後に医療機関に行く、又はその医療機関から退院後には、その障害なり、高齢だったらその御高齢の状況に合ったグループホームなり何なりというふうにつなぎ、また元の生活に戻るということも当然ありますけれども、そういうときなんかも地域包括とかいろんな福祉の制度を使って、生きづらさがなくなるような形、軽減されるような形で計画を作っています。

収入状況では、生活保護の申請も同行して行っています。更生支援計画書には、より具体的な期間、具体的な担当者名を明記するようにしています。東京地裁と大阪地裁で判決がなされた者に関しては、実刑になれば、矯正施設、保護観察所へこの更生支援計画書が送られるということが、今、3年か4年ぐらいの試行が続いています。そうすると、書かれている内容によって、矯正施設のソーシャルワーカー、福祉職の方とか、保護観察所の福祉職の方、保護観察所から実際に問合せが来ます。つまり、出所のときに、この機関で行っていくということで大丈夫ですかみたいな問合せが来るといことが行われています。

刑事司法ソーシャルワーカーの判決後支援なのですけれども、東京と大阪の地方裁判所で判決がなされた者に関しては、刑事司法ソーシャルワーカーが、先ほども言いましたとおり更生支援計画書を作り、裁判所へ提出して、矯正施設や地方更生保護委員会に送られるようになっていきます。

判決後支援というのは、更生支援計画書に沿って実行されるというもので、執行猶予であれば、裁判後直ちに福祉事務所に一緒に行くとか、自宅に地域包括のソーシャルワーカーに来ていただくとか、病院に一緒に行くとか、そういうふうになっています。

それから、実刑になったら、出所後につなぎを行うということで、入所中、お手紙でやり取りをするという形になっていますし、ときには計画書上も定着支援センターにつながる形になっている場合があり、地域生活定着支援センターの方と連携を取りながら、そこに書かせていただいているんですけれども、地域生活定着支援センターの方と一緒に、出所後のつなぎを、うまくいくような形でやっています。

多くの場合、基本的には弁護活動は判決で終了になるということになりますので、この刑事司法ソーシャルワーカーの判決後活動は、基本的にはボランティアな活動になっています。弁護士も、寄り添い弁護士制度とか、あと、熱心に関わってくださる先生方もいらっしゃいますし、やはり弁護士がいらっしゃると、福祉事務所に、この人を生活保護にとかという話を持っていくときには強い。刑事司法ソーシャルワーカー、社会福祉士だけでは弱いという今の現状があります。

福祉事務所とか入所施設等々は、つないだら終わりではなくて、基本的には定着するまで、嫌がられない限りフォローアップをしたいというふうを考えて、実際にいろんなフォローアップを行っています。実刑中は、先ほども言いましたとおり手紙のやり取りをして、モチベーションがなくなるようにしたり、矯正施設に訪問している刑事司法ソーシャルワーカーなんかもあります。それから、保釈中に医療機関や障害認定のための動きなどをして、つな

ぎののり代部分をしているんですけれども、福祉事務所をお願いしたり、例えば更生施設に入っただけでは、そこら辺の細かいサポートが余りないので、そのつなぎののり代部分というのが必要なのではないかというふうにすごく感じています。

今までのところが刑事司法ソーシャルワーカーの活動のことです。

次に、御要望いただいた薬物、アルコール、摂食障害という依存症のことですけれども、お悩みなんでも相談でも依存症の方の御相談がありましたし、あと、刑事司法ソーシャルワーカーで対応している人たち、被告人の人たちも、やはり依存症の人が結構多いというのは言えます。

薬物依存の場合は、シンナー、大麻、合法ドラッグ等々が入口になって、覚醒剤につながっていくという感じがすごくするなというふうに思っています。

薬物依存に関しては、すごくびっくりするほど薬物依存の方の依頼が来るわけではないので、やはり多いのはアルコール依存の方です。アルコールはとても入手しやすい依存物質ですし、DVとか万引きとかホームレスになる方とか含めて、やはりアルコール問題というのはすごく大きい。禁酒法を制定するなんていうことは無理だとは思いますが、本当にどうにかアルコールの問題というのをやっていかなきゃいけないと考えています。

それから、性依存に関しましても、刑事司法ソーシャルワーカーでも性依存の方の依頼がありますし、先ほど言った犯罪お悩み相談で、実刑が終わって出てきた、それなりの専門病院に行っただけではいるけれども、また痴漢行為をやってしまいそうだということで御相談がありました。ここら辺の問題というのは、なかなか相談しにくい。また、専門病院というのもし少ないですけれども、当事者の団体とかが割と多く出てきましたので、性依存の問題というのは結構大きいのかなというふうに考えています。

あと、ギャンブル依存。これもとても大きい話で、ゲームやネットの依存の人、そこからFXに入って行って、多額の借金になってしまう人というの、若い人の問題というのがすごく大きいなというふうに思っています。

それから、軽度知的障害の人が、ゲームでの依存で課金をして、結局お金がなくて万引きに走るとか、そういうのが多いなと感じています。

また依存で摂食障害なのですけれども、これも医療機関につないでも、家族と患者さんの愛着障害とか認知のゆがみとかいろいろある中で、なかなか決定的な、いろいろ病院を紹介するのですけれども、なかなかつながりが難しいなというふうに感じています。

それから、万引きは、高齢者万引き相談から始まって結構多くて、万引きにもいろいろな原因がありますので、その原因をいろいろと私たちが考えて、電話相談なんかでもお答えするようにしてはいるのですけれども、不全感というので、この店にはこんなに物があるんだから、1個ぐらいいいだろうみたいな感覚の方というのが実際に相談がありました。これは、少年鑑別所法ができたときに、地域に開かれた少年鑑別所としてできた法務少年支援センターがいろんな相談を受けるということで、東京都の、犯罪なんでも相談で連携させていただいていろいろ御相談したときに、これは不全感じゃないかということで教えていただきました。これはなかなか犯罪につながるものとして、これからいろいろ大きい問題かなというふうに思っています。

次は、またこれも事例を紹介いただきたいと御要望があったものですが、覚醒剤使用の古いタイプの方で、40年ほど出入りしていた60代の男性で、執行猶予で保護観察となった

方で、もうこの方は生活困窮者支援団体の支援で福祉事務所につながって、アパートへ自立しました。肝硬変、糖尿病、白内障、難聴などの疾病を持っていらっしゃる、歩き方がやぐざ歩きなものですから、度々職務質問を受けていて、その都度本人から、私が保護司をしていましたので、連絡がありまして、また職質だとかと言ってくるので、怒ったら駄目よ、我慢我慢と言いながら、連絡してくると我慢する話をやってきたんですけども、やっぱり細かい声掛けというのが、すごく本人を支えることなんだなというふう感じた事例です。

以上、ここで私の用意させていただいた発表は終わらせていただきます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 小林様、ありがとうございました。

それでは、先ほどの高津様、藤高様、それから今の小林様からの発言に関連いたしまして、構成員の皆様から御質問等をよろしくお願ひいたします。

それでは、宮田先生、よろしくお願ひいたします。

○宮田委員 どうもありがとうございました。

支援の形として、定着という組織による対応と、社会福祉士個人が支援計画を立てていくという二つの仕組みが紹介されたわけですけども、いずれにしても、福祉については、それぞれの方へのアセスメントが大変重要になってくると思います。アセスメントをするについて、今、司法の方で、ここが足りない、こういうものがあればいいのに、福祉ではこれでは困るというような点があれば教えていただきたいのがまず1点です。2点目は、自治体の職員に対する啓発等が必要ではないかという御発言がありましたけれども、どういう点問題があるのか、もう少し具体的に教えていただけると大変有り難いと思います。

○高津氏 ありがとうございます。質問ありがとうございます。

今の情報に関してというところなんですけれども、刑務所、少年院の方とかで、少しずつやっぱり協力していただける形は取っていただいて、情報が出てくるようになったかなと思っています。

ですけども、どうしても、これはもらえるものにはならないのかもしれないんですけども、やっぱり福祉に今までつながっていなかった人というのは、今までの暮らしがどうだったかというのは全く分からないのです。やはりそういうところの情報であったりとか、やはり今の刑務所の中とかそういうところであれば、その枠だからいられるというところ、枠でなかったらどうなのかみたいところの見立てだったりとか、そういう情報が必要かなと思ったりとか、あとは、やっぱり医療を受けていたことがあったとしても、10年前だったりとか結構前だったりする人たちがいるので、そういう情報だったりとかというのは、あると安心感につながっていくのかなというところはあるのかなと思います。

それ以外にももうちょっとあるのかもしれないんですけども、ぱっと思い浮かぶ形がそんな感じになります。

次に、自治体のといったところにはなってくるんですけども、藤高の方からいろいろ言っていた部分があったと思うんですけども、人ごと感があるというか、自分たちのことになっていないというところが自治体にとってあるんです。要は、住所がないであったりとか、今まで住んでいたとかというところだったりとか、いろいろな私たちとしては情報を提示する中で、御協力いただきたいという話をしていく。また、本人は帰りたいということをして伝えていくのですけれども、だけれども、手続上のことであれば、住所だったりとか、もともと、今、最後まで違ふところにいたよねだったりとか、そういうところで支援

の土壌に乗ってもらえないというところがあるのです。なので、自分たちの課題として、まずは協力を頂けるといったスタンスの持ち方といったところですかね。そういったところの協力を頂けないと、単純に言うと、受入れ事業所が、行政が協力してくれないとなれば、まず引いてしまいます。なので、そういったところの、まずは理解、自分事なんだといったところを、この問題というのは、再犯防止に関わっている人たちがやればいいではなくて、自分たちが関わる中で再犯防止の問題を一緒に捉えてやっていこうというスタンスを共有していくということが必要なのかなと思っているところがあります。

以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

小林先生、何かございますでしょうか。

○小林氏 アセスメントに関しましては、被告人という形になれば、私たち、定着センターさんと違って、期間が割と1か月ちょっと、と期間が短いですし、全て本人と会うのはアクリル板越しであるので、なかなか難しいのです。弁護士の先生と御家族からの情報とか、あとは資料開示されたものを見てアセスメントを行っていくという感じで、本人の了解が得られれば御家族と話ができるというところである程度できるのかなというふうには思っていますが、やはりアセスメントはなかなか情報が少ないと厳しいというのがあります。

あと、自治体への啓発なのですが、今度の令和4年度の東京都のお悩み相談では、市区町村に対しての研修というのが実は入ったんです。それで、どういう内容で研修するかというのはこれから話して、どういう区にまた研修するかというのによっていろいろ違ってくとは思いますが、今、高津さんがおっしゃったような人ごと感というのはすごく大きくてというふうに感じています。

時々、精神障害の人なんかで、隣近所とのうまくいかなさで、お隣からあの人はちょっとみたいな感じでもめて、ちょっと突き飛ばしたぐらいな感じで犯罪になってしまって、それで、近所から、もうこの人は困っているから、帰ってくるなみたいな感じの嘆願書が出たりとかすると、福祉事務所とかその地域が全然関わりを持とうとしてくれなくて、この人のことを、単身の精神障害の人や単身の高齢の認知のすごく進んだ方なんかですと、かえってこちらが障害者差別だろうと言いたくなるような状況というのが、時に起きます。これは本当に、区民にとか住民に優しい何とか市みたいなアピールをしながら、こっちから見ると違いうだろうという感じ、みんな住民だろうと思うのですけれども、そうではない対応というのをやはり感じるものがあって、そこら辺のところは、自治体によっては、本当に再犯防止は人ごとの的な雰囲気というのはあるのかなと思ったりすることがあります。

○宮田委員 ありがとうございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

それでは、松田委員、お願いいたします。

○松田委員 すみません、藤高さんにお尋ねします。

基本的なこと、不勉強でお尋ねして恐縮なのですが、「2」に書かれている再犯防止の考え、私も大変共感するところなのですが、この再犯防止施策を実施するに当たって、地域包括ケアといった様々な福祉施策と連動させていくということについて、何か具体的な例を一つ二つ御説明いただくとイメージが湧くのですが、お教えいただいてもよろしいでしょうか。

○藤高氏 まだやはり実質的にはこれからやっていかなければいけない取組かなとは思いますが、すけれども、やはり地域包括ケアというところは、これは高齢の方の支援に当たる部分ですけれども、あるいは障害者の方でしたら、今、基幹相談支援センターとの連携といったところが取り組まれていて、来年度から確か任意事業で始まるというふうな話で伺っておりますけれども、そういった地域の基幹となるような包括支援センターであったり相談支援事業所といった、地域の基幹となる団体というか、組織を中心にして、いろんな機関を組み合わせでこういう方を包み込んでいくような支援体制づくりというのが必要かなと思っているところです。

一応今は重層的支援体制整備事業というのが始まっていますけれども、これは各市町村で支援のはざまに落ちてしまってサービスが届かないような方であったり、何か支援が要るような感じはするけれども、今のところ手当てできるようなサービスは法的にはないというような方に対する取組なんかもありはするんですが、まだ何しろ始まったばかりで、動いてないというのがまだありますので、そういった取組をこれからいろいろ資源をつなげていって、実際にちゃんと稼働するものにしていく。そのことによって罪を犯した障害者、高齢者の方も地域で包摂していく仕組みづくりが進んでいけばいいかなというような意味で、申し上げました。

○松田委員 ありがとうございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

それでは、川出委員、お願いいたします。

○川出委員 ありがとうございます。

お二人に1点ずつお伺いしたいことがあります。まず、定着支援センターの関係ですけれども、被疑者等支援業務の円滑化に関する部分で、この領域についても特別調整に準じた関係機関の連携体制の構築が早急に必要であるということで、具体的な課題を幾つか挙げていただきました。そのうち、留置場における面接への配慮が必要だとか、警察官の意識の変革が必要といったことはよく分かったのですが、もう一つ、検察官による入口支援を行うべき対象者の選定が十分できていないのではないかというお話があったのですが、これは、定着支援センターの側から見ると、検察官の福祉の必要性に関する判断というのはまだまだ不十分だという御認識があると理解してよろしいでしょうか。

○高津氏 御質問ありがとうございます。

群馬県だと4、5年ぐらい前から、もう定着支援センターは依頼をもらいながら動いていたといったところはあるんですけれども、その中で、やはり一つが、検察庁でも同じ検事しか相談を上げてこないという問題であったりとか、でも、そこが少し進む状況の中で、障害者、高齢者だけではなくて、先ほど小林さんもちょっと言った部分はあるかもしれないんですけれども、今までの話の中であったように、はざまの人です。障害として認定されない人だけれども、何か元気がない人。何か、そういった方々のちょっと手が掛かれば、その後の支援、生活が続いていくという人も上げていいというふうな、定着センターも思う部分がある反面、厳密な制度設計の中にのっかっちゃうと、対象者として上がらないという部分があったりとか、広く取るようにしなければならぬと思いつつながら、定着センターとしてもそのやり方としてまだどうしていくかという課題があったりとか、その辺がちょっとあるのかなと思っているところがあります。

すみません、以上です。

○川出委員 分かりました。ありがとうございます。

それから、小林様に1点質問があります。先ほどのお話ですと、刑事司法ソーシャルワーカーによって作成される更生支援計画書は、まずは裁判所に提出されることが予定されていると理解しました。弁護人の立場からすれば、こうした更生支援計画書を刑事裁判に証拠として提出する意味は、この被告人は刑務所に入れるのではなく、社会に戻して更生支援をしていくのが望ましいし、また可能であることを示すことにあるのだらうと思います。その上で、例えばですが、更生支援計画書が提出され、裁判で執行猶予になったというような場合、その被告人の方というのは、その後、更生支援計画に沿って、しっかりと支援を受けてくれる人がほとんどなののでしょうか。実情がわかれば、教えていただければと思います。

○小林氏 ありがとうございます。

弁護士さんが裁判所へ出していただいて、証拠として取り上げてもらうか、証拠として取り上げない、検察の方が不同意となると、このワーカーが証人として出るという形になっています。

基本的に、私たちは「減刑ワーカー」じゃないので、そこら辺のところは弁護士さんと結構お話をしているのと、あと、御本人に対しても、できるだけ、もうそこは先生がおっしゃるとおり、なかなか難しい話ではあるのですが、基本的にはやっぱり障害があったり高齢があったりということで、こちらの支援にある程度ついてきてくださる、大体そういうふうに動いていただいています。時には、判決後に要らねえとか言って、ばつとどこかに行ってしまうという人もいたり、あと、刑務所、実刑になったときに、中でいろんなお話を聞いて、中でいろんな情報をもらったので、もう僕はいいですと言ってくる人もいらっしたりとかはあるようですけれども、結構多くの場合、支援に乗っていただいています。また、こちらの支援しているものに関しては、そういう人が多いです。

検察の方はもうちょっと数が多いだけ、どこかへ行っちゃうというのが多いんですけれども、そういう感じです。

○川出委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

ほかに御質問等ありますでしょうか。よろしいですかね。

高津様、藤高様、小林様、ありがとうございます。よろしければ最後までお付き合いいただければと思っております。

最後に、新宿区保護司会の本堂雄大様から御発表を頂きます。

本堂様は、平成24年に保護司に委嘱され、本年度に実施された若手保護司オンラインフォーラムでは、これからの保護司の活動や制度の在り方について活発な御意見を述べられたと承知しております。

本堂様からは、現下の保護司活動の課題などを中心にお話しいただきたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○本堂氏 新宿区保護司会の本堂雄大と申します。本日はこのような機会を頂き、心より感謝申し上げます。

私は、皆様のような専門的な知識もありませんが、保護司としての10年間で感じたこと、率直な思いをお届けしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、私が保護司になった経緯を含めて、自己紹介させていただきます。

私は、生まれも育ちも新宿大久保というところでして、歌舞伎町も直線でいいますと200メートルほどの場所に住んでおります。

今から約20年前、都内の刑法犯認知件数は戦後最悪の30万件を超えていました。その少し前に、父が地域の方々とパトロール隊を結成しました。私も高校生になる頃には、よく連れ出されて一緒にパトロールをしておりました。初めは地域の人だけでしたが、人と人の輪がつながっていき、警察や区役所も一緒になり、パトロールを行い、歌舞伎町一帯に防犯カメラを設置するところまでこぎ着けました。

現在では、刑法犯認知件数も10万件を切り、約3分の1まで減少したことは、日々の積み重ねと地域の力であると身をもって感じております。

今から10年前、28歳のときに、父が新宿警察署防犯協会の会長であったこともあり、そろそろ保護司を定年になる方から後任として誘われたのが始まりです。父からは、こういうことは喜んで引き受けるものだと言われ、最初は何が何だか分からずに引き受けたのが始まりです。まだ今のように複数担当ということが当たり前に行われていなかったときでしたが、その保護司の方と、最初は複数担当で手ほどきを受け、その後は一人でやっていきました。

私は保護司になってから結婚ですとか子供が生まれたりしたこともありましたが、他の保護司の皆さんも、私を孫のようにかわいがってくれて、何でも教えてくれたのがとても有り難かったです。

また、現在、少年育成の方ですけれども、少年補導員、少年指導員としても約10年間パトロール活動を続けております。

それでは、本題に入らせていただきます。

保護司制度を時代の変化に適應できるようにするために必要なこととして、一つ目に、1番として、保護司制度の在り方についてとなります。

初めに、保護司制度の在り方の待遇、ボランティアであることの意義です。

以前、他の保護司の方と意見を交わしたときに、ボランティアではなく役割に見合った対価が支払われるべきだという考えの方もいらっしゃいました。その考えも私はもっともだとも思います。

保護司を題材にした映画に対するネットのリアクションでも、ボランティアで行われているということへの驚きの声もありました。無理もないことだと思います。

一方、対象者の気持ちを考えるとどうでしょうか。無償でやっていることからこそ、やがて何でも話してくれる信頼関係が作れるようにも思います。報酬を頂くようになって、彼らから、どうせ仕事だからやっていることと思われるようになることは恐れております。

私は若手ですが、相応の期間活動してきて、そういった点ではベテランの保護司の皆さんのように、更生とは寄り添うことという考えに近い感覚だと思います。日本が世界に誇る保護司制度は、人と人の出会いを通じて、若い保護司には今後の人生の糧となる経験ができる。年配の保護司は人生経験を伝えることができる。自分のためではなく、誰かのための活動が、犯罪のない社会、安全・安心な子供たちの笑顔あふれる未来へつながっていくと、そう信じております。

次に、職務範囲等についてですが、保護司の職務は、保護観察対象者に対する指導などの

処遇活動のほか、保護司会が主催する地域での防犯活動や研修など多岐にわたります。中には負担に感じておられる保護司の方もいらっしゃると思います。私は新任保護司のとき、一通り全ての活動に顔を出すように勧められたので、特に最初の2年間ではできる限り顔を出しました。そのおかげで、保護司会内部での交流が広がり、見聞も広まりました。ですが、今後仕事を持っている方や子育て中の方などが、現役世代の方を招き入れていくためには、各自の事情が許す範囲での活動参加であるべきだと思います。私が所属する新宿保護司会では、その点はおおらかな組織風土で、各自が可能な範囲で参加しております。

大きな2番目として、保護司活動に対する支援についてです。

一つ目に、保護司活動のデジタル化ですが、保護司専用ホームページの機能拡充、タブレット端末の増配置、ウェブ会議を始めたことへのデジタル化に対応した経費の支給が挙げられます。今現在進めていただいている保護司専用ホームページの拡充と併せて、通信環境の整備やウェブ会議のアプリの有償契約等、インターネット通信に対応した経費の支給が充実していくと助かります。

続いて、地方公共団体からの協力確保についてです。

自宅以外での面接場所の確保については、現在のところ新宿区の保護司会のサポートセンターは、面接場所として使うのは難しく、その機能は十分ではありません。サポートセンター以外の面接場所については、新宿区役所も協力してくれておりますが、出張所や公民館など使えることになっておりますが、新宿区の対象者は夜の仕事をしている方が多く、昼夜逆転の彼らの生活時間に合わせた面接場所という点では、まだ十分ではありません。

次に、保護観察期間終了後の支援体制の構築についてです。

保護観察の担当を終了するとき、ここからが彼らにとって本当のスタートだといつも思います。私は、担当終了の際に、必ず最後に対象者と握手をして、これからはもう呼び出すことはないけれども、何か相談があってもなくても、いつでも来てください。お茶でも飲んで世間話でもしましょうと伝えています。それから今でも交流が続いている人が何人かおります。自分から、これからも見守ってくださいと言ってきた人もいます。

例えば例ですが、自分より二回りも年上の方ですが、仮釈放期間満了後も、働き続けたスーパーで部門責任者になって、今も頑張っております。こうした人たちとの交流は、私自身にとっても人生の糧となっております。

対象者と話をすると、様々な生きづらさを抱え、孤立している方が多く、環境がいかに大事であるかをいつも感じております。そういった環境を作っていくのも課題であると思います。

薬物事案や精神的なものを抱えている人や、また、頼れる人がおらず、福祉等の行政サービスも断られたりして、社会から孤立しがちな人が増えているようにも思います。研修会にはできるだけ参加して知見を得るようにしておりますが、保護司個人ではできることには限界があります。このような困難を抱えている人の場合、例えば保護観察期間中から自治体や医療、福祉等の関係機関と相談支援を行うネットワークがあつたら、保護観察の期間が終わった後も、そのネットワークの中で見守っていけるということはあるかもしれません。たとえ小さなことでも、こうした息の長い支援の積み重ねが、社明運動の副題にもあります犯罪や非行防止、立ち直りを支える地域の力となり、これ以上被害者を出さないことへもつながると思います。

自治体にも是非再犯防止や更生保護について理解と協力を頂けたら幸いです。

最後に、そのほかのこととしまして、コロナ禍においてですが、特に社明街頭パレードが中止となり、犯罪抑止の啓発活動や広報活動ができず、特に保護司の認知度の低さ、保護司不足は課題であります。

認知度の低さに関しては、今、正に法務省のSNSですとかメディアを通じて、少しずつ広がっているように感じております。また、地域性もありますが、学校との連携も課題であり、学校や子育て世代との交流を重ねていけば、若い人にも今まで以上に興味を持ってもらえるのではないのでしょうか。

保護司活動は基本的に日中であるため、雇用主の理解と協力が不可欠です。消防団のように、協力する企業に対しては減税や表彰、国や自治体からの優遇措置などがあればよいと感じております。

人生において、私はまだまだ若輩者ですが、人生はどんなことでも日々経験や勉強の積み重ねだと思っております。今後とも時に御指導いただきながら、皆様と協力して関係機関や自治体とつながり、安全・安心な未来へ保護司活動を続けていきたいと考えております。

私からは以上となります。御清聴誠にありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 本堂さん、ありがとうございました。

ただいまの発表に関連いたしまして、御質問や御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

宮田先生、よろしくお願ひします。

○宮田委員 どうもありがとうございました。

実は、私も生まれも育ちも新宿なんです。何となくそれだけでうれしかったです。

二つ質問させてください。

新宿には斉修会という更生保護施設があります。保護司会などとの交流も盛んであると聞いておりますけれども、地域の更生保護施設などの機関との交流の御経験についてお話しただければと存じます。本堂さん御自身ではなくても、地域の保護司の方が地域にある更生保護施設や、それ以外の様々な機関とどのような交流をしているかについて教えていただければと思います。

2つめですが、研修を受けているけれども、非常に困難な人もいて、対応に困る場合があるということで、医療や自治体とのネットワークがあるといいとおっしゃいましたけれども、例えば先ほどお話しになった小林さんの電話相談のような、比較的アクセスの容易な相談ができるような場所があると、保護司にとってはどうか。保護司にとっては役に立つと思うか。あるいは御存じであったか御存じでなかったかも含めてお話しただければと思います。

よろしくお願ひします。

○本堂氏 ありがとうございます。

1点目の、新宿区には斉修会がありまして、私たちも会議等で斉修会を使わせていただくこともありますし、同じ分区になるんですけれども、斉修会の先生方何人かが、同じ分区の保護司として活動されております。そういった意味では、社明の街頭パレードなんかでも一緒に活動しておりますし、日々交流もあつたりですとか、意見を交換するようなことはよくあります。

ただ、特に新宿区の中でも、私たちの分区が一番同じ地区で近いので、交流が盛んなんで

すけれども、ほかの分区の方に限ると、そこまでではないかもしれないというのが実情になります。

二つ目に、研修会についてなんですけれども、先ほどの小林先生がおっしゃっていたようなお話のことは、私は他の方からちらっとは聞いていたようなこともあるんですが、それほど詳しく知らなかったというのが実情であります。保護司の中でもいろんなことを教えてくださる方がいらっしゃるんですけれども、なかなかそういったことが保護司の中でもまだまだ皆さん御存じない方が多いのではないかなと思っております。

ありがとうございます。そのような意見です。

○宮田委員 無料の電話相談があつて、場合によっては社会福祉士が出張ってきてくれるみたいなものがあれば、利用したいかどうかというところはどうですか。

○本堂氏 そうですね、そういったものがあれば、是非利用していきたいとは思っています。

○宮田委員 実はそういう相談を都でやっているのです、そういう趣旨の質問でした。どうもありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、川出委員、お願いいたします。

○川出委員 御説明ありがとうございました。

保護司の担い手が不足しており、なかなか若い方に保護司になってもらえないということがずっと言われています。大学で、学生を見ていますと、更生保護に興味がある学生は毎年一定数おり、そういう人たちは、例えばBBSに入って活動していたりもするのですが、保護司の方とBBS会に所属している若い人たちとの交流というのはあるのでしょうか。

○本堂氏 私もBBSの方は、私の地域には多くいらっしゃるのです、いろいろとそういった社明の街頭活動なんかにも参加していただいていますし、BBSの方が、すごく一定の人数いらっしゃるのです、そういう方が保護司とかになつてくれたらなという思いはあるんですけれども、なかなかその後就職したりして、企業とかの理解を得るのが難しいのか、私もその専門的な知識は分からないんですけれども、BBSから保護司になれる方も、どれぐらいの数いらっしゃるのかなというのは、ちょっと興味があるところではあります。

○川出委員 先ほど、現役世代の方を招き入れていくためには、各自の事情が許す範囲での活動参加であるべきだということをおっしゃっていたのですが、本体の活動を土日だけ行うといったことは、現状の保護司の活動としてはやはり難しいでしょうか。

○本堂氏 そうですね。保護司会にもよるかとは思いますが、私たちの保護司会では、ほとんどが土日以外の平日の会議ですとか集まりがありまして、これもやはり最近では皆さん集まるのもというので、オンライン会議を使ったりですとか、そういうものに、徐々になんですけれども、移行しているんですけれども、やはりなかなか年配の方ですとか、そういった方は、こういったウェブ上での会議というのもまだ難しいですという方もいらっしゃいますし、その辺りが若い方からすると、やっぱり日中は働いているので、是非そういうオンラインの会議だったら参加したいという方もいらっしゃるんですけれども、その辺りが少しちょっとまだ温度差があるかなというふうには感じております。

○川出委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ほかに御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本堂様ありがとうございました。

○本堂氏 ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 以上で本日予定しておりましたヒアリングを終了いたします。

非常に多くの知見を得ることができました。非常に充実した時間を過ごさせていただきまして、本当にありがとうございます。

改めまして、西村様、高津様、藤高様、小林様、本堂様、貴重な御発言、御説明を頂きましてありがとうございました。今後とも引き続きよろしく願いいたします。

このような充実したヒアリングを、また次回も行いたいと思っております。本年3月24日木曜日の午後1時30分からを予定しております。年度末に大変恐縮でございますが、次回も委員の皆様よろしく願いいたします。

この機会に何か御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第2回再犯防止推進計画等検討会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

—了—